

入院時の食事療養費について

【療担基準】

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、
管理栄養士によって管理された食事を、
適時（夕食については午後6時以降）、
適温で提供しています。



【食事の配膳、下膳時間】

施設構造上、厨房から病棟への配膳に時間を要するため、以下の時間で配膳・下膳を行います。

	配膳時間	下膳時間
朝食	7:00頃	8:30まで
昼食	12:00頃	13:30まで
夕食	18:00頃	19:45まで

【食事の負担額】

区分	1食につき
一般の方	550円
指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の方（住民税非課税世帯を除く）	330円
住民税非課税世帯の方	270円
住民税非課税世帯の方（過去1年間の入院日数が90日を超えている場合）	220円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者の方	130円